

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
9月3日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しなければならぬ区域の指定の解除（環境政策課）……………一
 - 道路の区域の変更（道路整備課）……………一
 - 道路の供用の開始（道路整備課）……………二
- 公告
 - 令和三年度後期実施技能検定試験の実施（労働政策課）……………二
 - 土地改良事業の工事の完了（農村整備課）……………六
 - 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報（畜産振興課）……………六
- 労委公告
 - 山口県労働委員会のおつせん員候補者……………八



山口県告示第二百六十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示（令和三年山口県告示第四十八号）により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

令和三年九月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る形質変更時要届出区域

周南市みなみ銀座一丁目二一の一の一部、二二の一の一部、二三の一の一部、二四の一の一部、二五の一の一部、二六の一の一部及び一〇〇の五の一部並びに同市みなみ銀座二丁目一三の一の一部、一四の一の一部、一五の一の一部及び一〇〇の三の一部

二 特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

山口県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年九月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年九月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 豊浦清末線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
下関市清末西町二丁目一五〇七の三 地先から 同市清末五毛一丁目一二一の九地先 まで	最狭 五〇・五	最狭 一五・四	七六〇・〇	七六〇・〇	

道路の種類 県道
路線名 中ノ川於福停車場線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			

美祢市豊田前町麻生上字東山一〇〇七八の二三地先から同市豊田前町麻生上字清水田四四六地先まで		新	旧
最狭 二九・五	最狭 一〇・五	七六・二	七六・二
		道路改良工事の完了による。	

山口県告示第二百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和三年九月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年九月三日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 中ノ川於福停車場線	美祢市豊田前町麻生上字東山一〇〇七八の二三地先から同市豊田前町麻生上字清水田四四六地先まで	令和三年九月四日



(一九八) 令和三年度後期実施技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十四条第一項の規定により、令和三年度後期実施技能検定試験を次のとおり実施します。

令和三年九月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 技能検定の実施職種及び試験の方法

(一) 実施職種

1 特級の技能検定

金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設

機械整備、婦人子供服製造及びプラスチック成形
2 一級及び二級の技能検定
次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

職種	試験科目
さく井	ロータリー式さく井工事
工場板金	機械板金 数値制御タレットパンチプレス板金
機械検査	機械検査
電気機器組立て	シーケンス制御
半導体製品製造	集積回路チップ製造 集積回路組立て
自動販売機調整	自動販売機調整
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て
油圧装置調整	油圧装置調整
農業機械整備	農業機械整備
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
婦人子供服製造	婦人子供既製服パターンメイキング 婦人子供既製服縫製
和裁	和服製作
石材施工	石材加工
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造
建築大工	大工工事

機械加工	職種	試験科目	普通旋盤	試験科目	普通旋盤
------	----	------	------	------	------

3 三級の技能検定
 次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

かわらぶき	配管	型枠工事	鉄筋組立て	コンクリート圧送工事	塩化ビニル系シート防水工事 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事	樹脂接着剤注入工事	カーテンウォール施工	自動ドア施工	ガラス工事	機械製図CAD	電気製図	金属材料試験	塗装	広告美術仕上げ
かわらぶき	建築配管	型枠工事	鉄筋組立て	コンクリート圧送工事	塩化ビニル系シート防水工事 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事	樹脂接着剤注入工事	金属製カーテンウォール工事	自動ドア施工	ガラス工事	機械製図CAD	配電盤・制御盤製図	機械試験 組織試験	鋼橋塗装	広告面粘着シート仕上げ

4 単一等級の技能検定
 次の表の上欄に掲げる職種で、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目に係るもの

機械検査	電気機器組立て	冷凍空気調和機器施工	和服製作	家具製作	大工工事	かわらぶき	建築配管	型枠工事	鉄筋組立て	機械製図CAD	電気製図	電子回路接続
機械検査	シーケンス制御	冷凍空気調和機器施工	和服製作	家具手加工	大工工事	かわらぶき	建築配管	型枠工事	鉄筋組立て	機械製図CAD	配電盤・制御盤製図	電子回路接続

(一) 試験の方法
 (一)に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。
 (二) 試験の期日
 (一) 実技試験
 令和三年十二月三日(金曜日) から令和四年二月十三日(日曜日) までの間に

いて山口県職業能力開発協会が指定する日

(二) 学科試験

1 特級の技能検定

職	種	実施期日
鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器 組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気 圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プ ラスチック成形		令和四年一月三十日 (日曜日)

2 一級及び二級の技能検定

職	種	実施期日
機械検査 電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型枠施工 ガ ラス施工 金属材料試験		令和四年一月二十三日 (日曜日)
さく井 工場板金 自動販売機調整 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 和裁 石材施工 水産練り製品製造 防 水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図		令和四年一月三十日 (日曜日)
半導体製品製造 空気圧装置組立て 建築大工 かわらぶき 鉄筋 施工 コンクリート圧送施工 樹脂接着剤注入施工 自動ドア施工 電気製図 塗装 広告美術仕上げ		令和四年二月六日 (日曜日)

3 三級の技能検定

職	種	実施期日
電気機器組立て 配管 型枠施工		令和四年一月二十三日 (日曜日)
冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 機械・プラント製図		令和四年一月三十日 (日曜日)
機械加工 機械検査 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 電気製図		令和四年二月六日 (日曜日)

4 単一等級の技能検定

職	種	実施期日
電子回路接続		令和四年二月六日 (日曜日)

三 試験の場所

山口県職業能力開発協会が指定する場所

四 受検資格

- (一) 特級の技能検定にあつては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第六十四条に規定する者であること。
 - (二) 一級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の二に規定する者であること。
 - (三) 二級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者であること。
 - (四) 三級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者であること。
 - (五) 単一等級の技能検定にあつては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定する者であること。
- 五 受検申請書の受付期間
令和三年十月四日（月曜日）から同月十五日（金曜日）まで（郵送の場合は、十月十五日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 六 受検申請書等の提出先
山口市旭通り二丁目九番一九号山口建設ビル三階（郵便番号七五三〇〇五二）
- 七 提出書類
- (一) 受検申請書
 - (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面
- 八 受検手数料
受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。
- (一) 学科試験にあつては、三千百円
 - (二) 実技試験にあつては、次の1の表から9の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれぞれこれらの表の下欄に掲げる額
- 1 特級の技能検定

職	種	手数料
鑄造 金属熱処理 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 ダイカスト 電子機器組立て 電気機器組立て		一万八千二百円

半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プラスチック成形

2 一級の技能検定

職	種	手数料
---	---	-----

和裁 機械・プラント製図 電気製図		一万三千三百円
-------------------	--	---------

機械検査 婦人子供服製造		一万五千円
--------------	--	-------

職	種	手数料
さく井 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 カーテンウォール施工 ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装 広告美術仕上げ		一万八千二百円

3 二級の技能検定(受検者が令和三年四月一日現在において三十五歳未満の者(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。以下同じ。)である場合)

職	種	手数料
---	---	-----

和裁 機械・プラント製図 電気製図		四千三百円
-------------------	--	-------

機械検査 婦人子供服製造		六千円
--------------	--	-----

さく井 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 カーテンウォール施工 ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装 広告美術仕上げ		九千二百円
--	--	-------

4 二級の技能検定(受検者が令和三年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合)

職	種	手数料
---	---	-----

和裁 機械・プラント製図 電気製図		一万三千三百円
-------------------	--	---------

機械検査 婦人子供服製造		一万五千円
--------------	--	-------

さく井 工場板金 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 空気圧		
--------------------------------------	--	--

装置組立て 油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空気調和機器施工 石材施工 水産練り製品製造 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 カーテンウォール施工 ドア施工 ガラス施工 金属材料試験 塗装 広告美術仕上げ

5 三級の技能検定(受検者が在校生であり、令和三年四月一日現在において三十五歳未満の者である場合)

職	種	手数料
---	---	-----

機械加工 機械検査 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 和裁 家具製作 電気製図 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工 機械・プラント製図 電気		二千九百円
--	--	-------

6 三級の技能検定(受検者が在校生であり、令和三年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合)

職	種	手数料
---	---	-----

和裁 機械・プラント製図 電気製図		四千四百円
-------------------	--	-------

機械検査		五千円
------	--	-----

7 三級の技能検定(受検者が在校生でなく、令和三年四月一日現在において三十五歳未満の者である場合)

職	種	手数料
---	---	-----

和裁 機械・プラント製図 電気製図		四千三百円
-------------------	--	-------

機械検査		六千円
------	--	-----

機械加工 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工		九千二百円
--	--	-------

8 三級の技能検定(受検者が在校生でなく、令和三年四月一日現在において三十五歳以上の者である場合)

職	種	手数料
---	---	-----

和裁 機械・プラント製図 電気製図	一万三千三百円
機械検査	一万五千百円
機械加工 電気機器組立て 冷凍空気調和機器施工 家具製作 建築大工 かわらぶき 配管 型枠施工 鉄筋施工	一万八千二百円

9 単一等級の技能検定

職 種	手 数 料
電子回路接続	一万八千二百円

九 問題の公表

実技試験の問題は、令和三年十一月二十六日(金曜日)に山口県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

十 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和四年三月十一日(金曜日)とし、合格者の受検番号を山口県商工労働部労働政策課のホームページに掲載するとともに、合格者に文書で通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十一 その他

(一) 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、市役所、町役場、公共職業安定所、高等産業技術学校、山口職業能力開発促進センター又は防府地域職業訓練センターにすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、山口県職業能力開発協会にすること。

(二) 技能検定試験についての問合せは、山口県職業能力開発協会(電話〇八三一九二二一八六四六)にすること。

(二九九) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

令和三年九月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事業の名称

県営小野下地区農村地域防災減災事業

二 工事完了の時期

令和三年二月十二日

(二〇〇) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。

令和三年九月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書番号	名 前	品 種	生年月日	産 地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三二〇〇四〇	H D 〇九五	その他	令和元、八、五	宮城県	〃	岩国市錦町宇佐郷 プライフーズ株式 会社山口AIセン ター
三二〇〇四〇	H D 一〇二	〃	一〇、三	〃	〃	〃
三二〇〇四〇	H D 一四	〃	八、二八	〃	〃	〃
三二〇〇四〇	H D 一三〇	〃	九、二五	〃	〃	〃
三二〇〇四〇	H D 一〇五	〃	一〇、四	〃	〃	〃
三一九〇四〇	H D 〇七三	〃	平成三一、三、一一	〃	〃	〃
三一七〇四〇	A B 七二二	〃	平成二九、〃、一八	〃	〃	〃
三一八〇四〇	A B 七二一	〃	九、一	〃	〃	〃
三一九〇四〇	A B 七八〇	〃	平成三〇、一、二九	〃	〃	〃

三二〇〇六〇四〇	三二〇〇五八〇	三二〇〇五九〇	三二〇〇六二〇	三二〇〇九三〇	三二〇〇二二〇	三二〇〇三三〇	三二〇〇四一〇	三二〇〇五三〇	三二〇〇五五〇	三二〇〇三三〇	三二〇〇五四〇	三二〇〇六六〇	三二〇〇七六〇	三二〇〇四八〇	三二〇〇三三〇	三二〇〇八〇〇	三二〇〇一五〇
HD一〇	HD一〇八	HD一〇九	HD一一二	AB六九〇	HD〇〇二	AB七三六	AB七〇九	HD〇八五	HD〇八八	HD〇六七	AB七九三	HD一〇四	HD一一六	HD一二六	HD〇八〇	HD〇六五	AB七四一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九、二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

四〇一七〇三〇	三二〇〇三七〇	三二〇〇三五〇	三二〇〇七〇〇	三二〇〇二六〇	三二〇〇一五〇	三二〇〇一四〇	三二〇〇七三〇	三二〇〇七三〇	三二〇〇二八〇	三二〇〇一五〇	三二〇〇三三〇	三二〇〇二四〇	三二〇〇〇九〇	三二〇〇五八〇	三二〇〇七五〇	三二〇〇五〇〇	三二〇〇六三〇	三二〇〇四八〇
AB七一〇	D二二三四	C一一一	HD一二〇	D二二三三	C一一三	C一一七二	HD二二八	HD二二三	HD〇六〇	C一一八九	D二二三〇	D二二四二	AB七九一	HD〇九〇	HD一二五	HD一〇一	HD一一三	HD〇九八
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

六六九四五 一三三四五 百合美津福 (全和黑原五六八二)	四六四七八 一四七六八 美津安 (全和黑一四七六一)	一一四〇八五 一五七五二 秋月	八八七九三 一三二二五 竜吉	二〇〇三五四 三〇〇三五四 D二二二二	一〇〇一三五〇 三二一三五〇 A B 二	一〇〇一三五〇 三二一三五〇 C 二	一〇〇二二二〇 三一九三五〇 C 一 一 四	二〇〇六九〇 三二〇六九〇 H D 一 一 九	四〇〇三九〇 三一九〇四〇 H D 〇 七 一	一〇〇一三五〇 三二一三五〇 H D 〇 〇 四	一〇〇一三五〇 三二一三五〇 D 一	一〇〇一三五〇 三二一三五〇 C 三	一〇〇一三五〇 三二一三五〇 H D 一	一〇〇一三五〇 三二一三五〇 H D 二	一〇〇一三五〇 三二一三五〇 H D 三	一〇〇一三五〇 三二一三五〇 A B 一	一〇〇一三五〇 三二一三五〇 C 一	二〇〇三五四 三二〇三五四 D 二 二 七
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
平成二四、 七、二三	平成二一、 六、三〇	平成二九、 一〇、二	平成二〇、 三、五	令和元、 一〇、六	〃 四、二	令和二、 五、四	平成三〇、 八、三	令和元、 一〇、三	平成三一、 三、六	〃 一、二九	〃 二〇	〃 三、二四	〃 七	〃 一〇	〃 二、三	〃 六	令和二、 四、一四	令和元、 九、六
広島県	〃	〃	山口県	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	一級	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	美祢市伊佐町河原 山口県農林総合 技術センター	〃	萩市見島 多田一馬	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

公 告

山口県労働委員会のあるせん員候補者

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づく令和三年八月二十六日現在の山口県労働委員会のあるせん員候補者は、次のとおりです。



二二八六四	一三三九二	一三三九二	一三三九二	一三三九二	一三三九二	一三三九二	一三三九二	一三三九二	一三三九二	一三三九二	一三三九二	一三三九二	一三三九二	一三三九二	一三三九二	一三三九二	一三三九二	一三三九二	一三三九二
富士幸	正福	百合姫 (全和一九一)	殿池姫 (全和一九一)	隆汐国 (全和一五七)	百合松 (全和一五六)	光白清 (全和黑原六三)	関照重 (全和黑原六二)	殿池久 (全和黑一五四)	長萩茂安 (全和黑一五四)	国峰花 (全和黑一五三八)	花清桜 (全和黑一五三〇)	義海 (全和黑一五六)	勝海 (全和黑原五七七)	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

令和三年九月三日

山口県労働委員会会長 近本 佐知子

氏 名 略 歴

近本佐知子 山口県労働委員会公益委員
弁護士

有田 謙司 山口県労働委員会公益委員
西南学院大学法学部教授

通山 和史 山口県労働委員会公益委員
弁護士

濱崎 大輔 山口県労働委員会公益委員
弁護士

平中 貫一 山口県労働委員会公益委員
山口大学経済学部名誉教授

伊藤 正則 山口県労働委員会労働者委員
日本労働組合総連合会山口県連合会会長

徳野 啓範 山口県労働委員会労働者委員
日本基幹産業労働組合連合会山口県本部委員長

中元 直樹 山口県労働委員会労働者委員
日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長

榊本 康仁 山口県労働委員会労働者委員
全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長

山本 章宏 山口県労働委員会労働者委員
U Aゼンセン山口県支部支部長

阿野 徹生 山口県労働委員会使用者委員
山口県経営者協会専務理事

岡藤智加子 山口県労働委員会使用者委員
株式会社岡藤組代表取締役社長

久戸瀬泰司 山口県労働委員会使用者委員
株式会社トクヤマシニアアドバイザー

田村 充正 山口県労働委員会使用者委員
萩ブランド協同組合理事長

中田 敏宏 山口県労働委員会使用者委員
株式会社宇部興産総合サービス顧問

中村友次郎 山口県労働委員会公益委員

山元 浩 前山口県労働委員会公益委員

入谷 珠代 前山口県労働委員会使用者委員

西田 隆男 前山口県労働委員会使用者委員
羽嶋 等 前山口県労働委員会使用者委員
松田 一宏 山口県労働委員会事務局長

平川惠美子 山口県労働委員会事務局長

令和三年九月三日印刷

発行人所

山口県知事庁